

委員長談話

令和6年10月8日

千葉県人事委員会委員長 高梨 國雄

1 本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等について報告及び勧告をいたしました。

本年は、職員の給与と民間給与とを比較したところ、月例給について、民間給与が職員の給与を上回っていたことから、民間との均衡を図るため、本年4月から3.30%（12,014円）引上げ改定することが適当と判断しました。その内容は初任給をはじめ若年層に特に重点を置いて、給料表などの水準を引き上げるものです。

また、特別給（ボーナス）についても、民間が公務を上回ったことから、民間との均衡を図るため、0.1月分引き上げ、年間4.60月分としました。

2 また、人事院は、本年の勧告において、人事管理上の重点課題に対し、給与制度について様々な側面から包括的な見直し（アップデート）を行うこととしました。本委員会としては、本県においても国と同様の課題があることや人事院勧告の趣旨などを総合的に勘案した上で、給与制度のアップデートを行う必要があると判断し、人材確保への対応や組織パフォーマンスの向上等のために、給料及び諸手当について国に準じて見直しを行うこととしました。

なお、地域手当については、本県の実情等を踏まえて、引き続き慎重に検討していくこととしました。

3 公務運営に関しては、多様で有為な人材の公務の場への誘引・確保が喫緊の課題であり、今後の取組として広報活動の強化や受験者が能力を発揮しやすい最適な試験制度を構築すること、また、組織パフォーマンスの向上に向けて、職員一人ひとりがその能力を発揮し、活躍するための人材育成や能力開発の重要性及びその方策について報告しました。

あわせて、全ての職員が高い意欲を持ち、働き続けることができる環境づくりのため、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進の必要性及び具体的な取組について報告しました。

4 人事委員会の勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、地方公務員法で定める給与決定原則に基づき、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行っているものです。

5 議会や知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本委員会の勧告を速やかに実施されるよう要請いたします。

6 職員においては、県民の安全・安心を確保するため、日々全力で職務を遂行されていることに敬意を表します。

引き続き、全体の奉仕者としての高い使命感と倫理観の下に、県政の課題に迅速に対応し、県民の視点に立った行政運営や公務能率の向上に努め、公務に寄せられる期待と信頼に応えるよう、職務に精励されることを要望します。

7 県民の皆様には、人事委員会の勧告制度の意義と、職員がそれぞれの職務を通じ、県民生活を支え、その向上に日々努力している実情について、深いご理解をいただきたいと思います。